

法務省民商第805号

平成23年3月29日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号。以下「改正省令」という。）のうち、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「商登規則」という。）及び動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号。以下「譲登規則」という。）の改正規定が本年4月1日から施行されますが、これに伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、引用する条文は、いずれも改正省令による改正後のものです。

#### 記

#### 1 改正省令による商登規則及び譲登規則の改正の趣旨

改正省令は、電子情報処理組織を使用する方法によってする次の(1)、(2)及び(4)の証明書の交付の請求について、その交付の方法として、改正省令による改正前から存在した送付の方法のほか、登記所で交付を受ける方法を新たに設けるとともに、次の(3)の証明書（以下(1)から(4)までの証明書を「登記事項証明書等」と総称する。）の交付の請求と併せて、その請求の方法等を整備するものである。

(1) 商業・法人登記の登記事項証明書

(2) 印鑑の証明書

(3) 動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書及び登記事項証明書

(4) 動産・債権譲渡登記の概要記録事項証明書

## 2 登記事項証明書等の交付の請求の方法

### (1) 商業・法人登記の登記事項証明書又は印鑑の証明書

商登規則第101条第1項第2号の規定により登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、商登規則の規定により申請書に記載すべき事項のほか、次のアからエまでに掲げる事項に係る情報（印鑑の証明書の交付の請求にあつては、当該情報に商登規則第102条第1項に規定する措置を講じたもの）を送信しなければならないとされた（商登規則第107条第1項）。

ア 登記事項証明書の交付を求めるとき（ウに定めるときを除く。）は、登記所で交付を受ける旨

イ 印鑑の証明書の交付を求めるとき（エに定めるときを除く。）は、登記所で交付を受ける旨及び印鑑カード番号

ウ 登記事項証明書の送付を求めるときは、その旨及び送付先の住所

エ 印鑑の証明書の送付を求めるときは、その旨、印鑑カード番号及び送付先の住所

### (2) 動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書（以下「登記事項概要証明書等」という。）

譲登規則第24条第1項の規定による同項第2号に掲げる請求又は同条第2項の規定による請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、申請書の提出に代えて、申請人等の氏名、動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第296号。以下「譲登令」という。）第16条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項及び登記事項証明書の交付の請求にあつては譲登令第16条第3項各号に掲げる事項のほか、次のア及びイに掲げる事項に係る情報（登記事項証明書の交付の請求にあつては、当該情報に譲登規則第26条第1項に規定する措置を講じたもの）を送信しなければならないとされた（譲登規則第28条第1項）。

ア 登記事項概要証明書等の交付を求めるとき（イに定めるときを除く。）は、登記所で交付を受ける旨

イ 登記事項概要証明書等の送付を求めるときは、その旨及び送付先の住

所

3 登記所で登記事項証明書等の交付を受けようとする場合に提出すべき書面等

(1) 商業・法人登記の登記事項証明書又は動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書

ア 2 (1)により交付の請求をした商業・法人登記の登記事項証明書又は2 (2)により交付の請求をした動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書について、登記所で交付を受けようとするときは、法務大臣の定める書面を提出しなければならないとされた(商登規則第107条第5項、譲登規則第28条第5項)。

イ アの法務大臣の定める書面とは、次の(ア)から(イ)までの情報が記載された書面とされた。

(ア) 証明書の交付を受ける者の氏名及び住所

(イ) 申請番号

(ウ) 証明書の合計の請求通数

(2) 印鑑の証明書

2 (1)により交付の請求をした印鑑の証明書について、登記所で交付を受けようとするときは、(1)イの法務大臣の定める書面を提出し、及び印鑑カードを提示しなければならないとされた(商登規則第107条第6項において読み替えて適用する商登規則第22条第2項)。

(3) 動産・債権譲渡登記の登記事項証明書

ア 2 (2)により交付の請求をした動産・債権譲渡登記の登記事項証明書について、登記所で交付を受けようとするときは、(1)イの法務大臣の定める書面を提出し、及び当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類を提示しなければならないとされた(譲登規則第28条第6項)。

イ アの本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類とは、運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、健康保険証、国民年金手帳、その他官公庁から発行され、又は給付された住所、氏名及び生年月日の記載のある写真付きの公的な書類であって、登記官において本人であることを確認するに足りる書類であるものとされた。

4 登記事項証明書等の交付をすることができない場合の取扱い

申請人等が登記所で商業・法人登記の登記事項証明書若しくは印鑑の証明書の交付を受ける旨を請求書情報としていた場合において、当該請求書情報において交付を受ける者として指定されていた者がその交付を受けないまま1月を経過したとき、又は申請人等が受領をしないため交付することができないまま1月を経過した動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書等があるときは、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達）第33条第10項の規定による取扱い又はこれに準ずる取扱いとして、請求の受付年月日及び受付番号を表示した書面の余白に「交付不能」と記載し、当該証明書を適宜廃棄して差し支えない。